

# 電力需給約款 低圧

(東北エリア)

2024年12月1日 実施

気仙沼グリーンエネルギー株式会社

## I 総則

### 1. 適用

この電力需給約款（以下「本約款」という。）は、気仙沼グリーンエナジー株式会社（以下「弊社」という。）が託送約款に定める託送供給により、電力需要者に対して低圧で電力を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものである。

### 2. 本約款の変更

- (1) 弊社は、次の場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更することができる。この場合、本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電力需給約款によるものとする。なお、弊社は、本約款を変更する際には、変更の効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を、変更の効力発生日の1か月前までに弊社のホームページに掲載する方法によって電力需要者に知らせるものとする。
  - ① 一般送配電事業者が定める託送約款等が変更された場合。
  - ② 法令（条例・規則等を含む。以下同じ。）の制定又は改廃があった場合。
  - ③ 経済環境の変動その他の合理的な理由により、本約款を変更する必要性が生じた場合。
- (2) 本約款を変更する場合において、次項に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、弊社のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法、その他弊社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものとする。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、弊社のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法、その他弊社が適当と判断した方法により行い、弊社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号のみ記載すれば足りるものとする。
- (3) 本約款について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付せずに弊社のホームページ上で開示することで足りるものとし、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものとする。
- (4) 本約款における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、電力需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとする。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価についても、変更後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとし、変更された税率に基づき本約款

を変更する。この場合における本約款の変更に関する手続きは第1項及び第2項と同様とする。

### 3. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりである。

(1) 低圧

標準電圧100ボルト又は200ボルトをいう。

(2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含む。）をいう。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいう。ただし、急激な電圧の変動等により他の電力需要者の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除く。

(4) 動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいう。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいう。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とする。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいう。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいう。

(9) 検針

一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が使用電力量の計量を行うことをいう。

(10) 検針日

一般送配電事業者が実際に使用電力量の計量を行った日又は行ったものとされる日（電力需給契約を終了又は解約された日も含む。）をいう。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された金額をいう。

(12) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、次の算式により算定する。その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てる。

$$\text{消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税等の税率} / (1 + \text{消費税等の税率})$$

(13) 消費税等の税率

消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいう。

(14) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める事業者で、電力需要者の供給区域において託送供給等を行う事業者をいう。

(15) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者をいう。

(16) 託送約款

電気事業法第18条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいう。

#### 4. 単位及び端数処理

本約款において料金その他を算定する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット又は1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 契約容量の単位は、一般送配電事業者との託送供給契約において定められた1キロボルトアンペア、1キロワット又は1アンペアのいずれかとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位を切り捨てる。

#### 5. 本約款に定めのない事項

本約款に定めのない事項は、その都度電力需要者と弊社との協議によって定める。

## II 契約の申込み

#### 6. 電力需給契約の申込み

電力需要者が電力需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款及び託送約款における電力需要者（需要者）に関する事項を承認し、弊社所定の方法により申し込むも

のとする。

## 7. 電力需給契約の成立

- (1) 弊社と電力需要者との間の電力需給契約は、電力需要者が弊社所定の書面に記載の上、電力供給の申込みを行い、弊社がその申込みを承諾したときに成立する。
- (2) 弊社は、次のいずれかの理由により、電力需給契約の申込みを承諾しないことがある。なお、この場合は、その理由を知らせるものとする。
  - ① 法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。
  - ② 契約期間満了前に解約した電力需要者から、再度同一需要場所で、電力需給契約の申込みがあった場合、かつ、その供給開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合。
  - ③ 電力需要者の弊社に対する支払状況が次のいずれかの場合。
    - a) 過去に弊社との電力需給契約を契約し、その際に弊社に対する料金又は遅延損害金が支払期限日を経過してもなお支払われなかった、若しくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
    - b) 弊社との他の契約の債務（本約款に基づく電力需給契約以外の契約によって支払いを要することとなった債務）が支払期限日を経過してもなお支払われなかった、若しくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
    - c) 過去に弊社との他の契約の債務が支払期限日を経過してもなお支払われなかった、若しくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。

## 8. 電力需給契約の期間

- (1) 契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までとする。なお、契約を変更した場合は、契約変更の適用開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までとする。ただし、契約期間満了月の前月の20日までに電力需要者と弊社の双方が契約内容について変更又は終了の申入れのない場合は、この電力需給契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様とする。
- (2) 前項のただし書きにより、契約が継続する場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については継続後の期間のみを説明すれば足りるものとし、同条に基づく書面の交付については、これを行わないものとする。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、弊社のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法、その他弊社が適当と判断した方法により行い、弊社の名称及び住所、契約年月日、継続後の契約期間並びに供給地点特定番号のみ記載す

れば足りるものとする。

## 9. 需要場所

弊社は、原則として、次の場合を1需要場所とする。

### (1) 1構内をなすものの場合。

1構内を1需要場所とする。なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいう。

### (2) 1建物をなすものの場合。

1建物を1需要場所とする。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいう。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のときなど建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなす。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とする。

### (3) 構内又は建物の特殊な場合。

① マンション等居住用の建物の場合。1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができる。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所とする。

- a) 各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
- b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して設置されていること。
- c) 各部分に世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）があること。

② 居住用以外の建物の場合。

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができる。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所とする。

③ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合。

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、②と同様の取扱いとする。ただし、マンションと店舗からなる建物等の居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り①と同様の取扱いとする。

(4) その他構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができる。

## 10. 電力需給契約の単位

弊社は、1需要場所について、1契約種別を適用して、1契約を結ぶものとする。なお、

電灯又は小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯と低圧電力等合わせて使用する需要場所においては、電灯需要のうち1契約種別と低圧電力をそれぞれ1契約として結ぶものとする。

#### 1 1. 供給の開始

- (1) 弊社は、電力需要者の申込みを承諾したときには、電力需要者と協議の上、需給開始日を定め、電気を供給する。
- (2) 弊社は、天候、停電交渉等の事情によるやむを得ない理由によって一般送配電事業者との手続きが完了しない場合には、電気の供給を開始しないものとする。

#### 1 2. 供給準備

電力需要者は、弊社及び一般送配電事業者が施設又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、弊社及び一般送配電事業者から要請があった場合については協力するものとする。

#### 1 3. 供給の単位

以下の場合を除き、特別の事情がない限り、1電力需給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給する。

- ① 共同引込線（複数の電気需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいう。）による引込みで電気を供給する場合。
- ② その他技術上、経済上やむを得ない場合。

### III 検針及び使用量の算定

#### 1 4. 検針

- (1) 検針は、一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者が託送約款に定める方法により算定した電力量を基に、電力需要者と協議の上、使用量を算定する。
  - ① 一般送配電事業者の計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合。
  - ② 使用電力量が計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者より弊社に通知されなかった場合。
  - ③ ①又は②に準ずる事態が生じた場合。

#### 1 5. 使用量の通知

- (1) 検針した結果は、一般送配電事業者から弊社に通知があった後、毎月、書面又は電子メール等で電力需要者に知らせるものとする。

- (2) 電力需給契約が終了又は解約された場合は、終了日又は解約日における使用電力量の計量結果が一般送配電事業者から弊社へ通知があった後、電力需要者に知らせるものとする。

#### IV 料金等

##### 16. 料金の適用開始の時期

料金は、新たに電気の供給を開始した日から適用する。

##### 17. 料金の算定期間と請求月分

- (1) 料金算定期間は、次のとおりとする。

- ① 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間。
- ② 新たに電力の需給を開始した場合、その開始日から次の検針日の前日までの期間。
- ③ 電力需給契約が終了又は解約された場合、直前の検針日から終了日又は解約日の前日までの期間。

- (2) 検針日と請求月の関係は以下のとおりとする。

検針日	請求月分
3月検針日から4月検針日前日まで	4月分
4月検針日から5月検針日前日まで	5月分
5月検針日から6月検針日前日まで	6月分
6月検針日から7月検針日前日まで	7月分
7月検針日から8月検針日前日まで	8月分
8月検針日から9月検針日前日まで	9月分
9月検針日から10月検針日前日まで	10月分
10月検針日から11月検針日前日まで	11月分
11月検針日から12月検針日前日まで	12月分
12月検針日から1月検針日前日まで	1月分
1月検針日から2月検針日前日まで	2月分
2月検針日から3月検針日前日まで	3月分

##### 18. 料金の算定

- (1) 一般送配電事業者が検針した使用電力量に基づき、その料金算定期間の料金を算定する。この際の料金は、電力需給契約に定める基本料金、電力量料金（燃料費等調整を行ったもの）、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額とする。
- (2) 次の場合は、料金の算定期間を「1か月」とし算定する。
- ① 検針日から翌月の検針日の前日。
  - ② 電力需給契約が終了又は解約された場合、直前の検針日から終了日又は解約日の

前日までの期間。

- ③ 新たに電気の供給を開始した場合、その開始日から次の検針日の前日までの期間。  
なお、電力需要者の転居で、新たに電気の供給を開始した場合（他の小売電気事業者から弊社への変更の場合は含まない。）、その開始日から次の検針日の前日までの期間については、基本料金を申し受けないものとする。

- (3) 供給開始日が検針日でない場合、又は本契約の終了日が検針日前日でない場合、日割計算にて電気料金を計算する。

日割計算の基本算式は、次のとおりとする。

- ① 1月の該当基本料金 × 日割計算対象日数 ÷ 30日
- ② 電力量料金を算定する場合は、料金種別ごとに料金算定期間の使用電力量により算定する。
- ③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、料金算定期間の使用電力量により算定する。

## 19. 料金の支払義務並びに支払期限日

- (1) 電力需要者が支払うべき料金の支払義務は、次の日（以下「支払義務発生日」という。）に発生する。
  - ① 検針日（電力需給契約が終了又は解約された日も含む。）
  - ② 電力需給契約が終了又は解約された場合で、電力需給契約の終了日又は解約日以降に計量値の確認を行った際は、その日とする。
- (2) 支払期限日は、支払義務発生日以降の請求書発行日の当月末日とする。ただし、支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月29日、12月30日をいう。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日とする。
- (3) 電力需要者と弊社との協議によって弊社が継続して弊社との他の契約の料金とまとめて請求することとした場合の支払期限日は、まとめて請求する料金のうち、最後に支払義務が発生する料金の支払期限日とする。

## 20. 料金及び遅延損害金の支払方法

料金及び遅延損害金は、口座振替、クレジットカード決済又は弊社が指定した金融機関まで払込みにより、支払うものとする。

- (1) 料金及び遅延損害金の口座振替
  - ① 弊社所定の申込方法によりあらかじめ弊社が指定した決済代行会社を通じ、電力需要者が指定した金融機関に申し込むものとする。
  - ② 料金及び遅延損害金の口座振替日は、弊社が指定した日とし、電力需要者の口座から引き落とされた日に弊社に対する支払いがなされたものとする。

- ③ 口座振替の手続きが完了するまでは以下の方法で支払うものとする。
  - a) 新たに弊社の電力需給契約を申し込まれた電力需要者は、払込みの方法。
  - b) 既に弊社の電力需給契約を契約されている電力需要者が、支払方法を変更する場合は、現在ご利用いただいている支払方法。
- (2) 料金及び遅延損害金のクレジットカード決済
  - ① 弊社所定の申込方法によりあらかじめ弊社が指定した決済代行会社に申し込むものとする。
  - ② 料金及び遅延損害金の請求日は、弊社が指定した日とし、決済代行会社から弊社に支払いがなされた日に弊社に対する支払いがなされたものとする。
  - ③ クレジットカード決済の手続きが完了するまでは以下の方法で支払うものとする。
    - a) 新たに弊社の電力需給契約を申し込まれた電力需要者は、払込みの方法。
    - b) 既に弊社の電力需給契約を契約されている電力需要者が、支払方法を変更する場合は、現在ご利用いただいている支払方法。
- (3) 料金及び遅延損害金の払込み
  - ① 弊社が作成した払込書により、弊社が指定した金融機関に支払うものとする。
  - ② 金融機関に払込まれた日に弊社に対する支払いがなされたものとする。なお、電力需要者にて払込みの手数料を負担するものとする。

## 2.1. 遅延損害金

- (1) 電力需要者が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、弊社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて遅延損害金を申し受ける。ただし、次の場合には遅延損害金は申し受けないものとする。
  - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、弊社の都合により料金を支払期限日の翌日以降に電力需要者の口座から引き落としした場合。
  - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
- (2) 遅延損害金は、その算定の対象となる料金に、年10%を乗じて算定して得た金額とする。
- (3) 遅延損害金は、原則として、電力需要者が遅延損害金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金と合わせて支払うものとする。
- (4) 遅延損害金の支払義務は、前項の規定に基づき合わせて支払う料金の支払義務発生日に発生したものとみなす。
- (5) 遅延損害金の支払期限日は、第3項の規定に基づき合わせて支払う料金の支払期限日と同じとする。

## 2.2. 料金及び遅延損害金の支払順序

料金及び遅延損害金は、他の弊社への契約も含めて支払義務の発生した順序で支払うものとする。

### 23. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費負担金、その他の料金以外の代金については、弊社が指定した金融機関への払込みの方法で支払うものとする。

## V 使用及び供給

### 24. 需要場所への立入りによる業務の実施

弊社又は一般送配電事業者は次の理由により電力需要者の承諾を得て需要場所へ立ち入ることがある。この場合には、正当な理由がない限り、電力需要者は弊社又は一般送配電事業者の需要場所の立ち入りを承諾するものとする。なお、電力需要者の求めに応じ、弊社又は一般送配電事業者の係員は、所定の身分証明書を提示するものとする。

- ① 弊社が電力需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要な場合。
- ② 一般送配電事業者から立入り業務を実施する旨の要請があった場合。

### 25. 電気の使用に伴う電力需要者の協力

電力需要者の電気の使用が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者より要請がある場合は、電力需要者の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、電力需要者の負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとする。なお、電力需要者が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も同様の取扱いとする。

- ① 他の電力需要者の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合。
- ② 他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行う。）。
- ③ ①又は②に準ずる場合。

### 26. 供給の停止又は解約

(1) 次のいずれかに該当する場合、弊社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼若しくは弊社との電力需給契約を解約する場合がある。

- ① 電力需要者の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
- ② 電力需要者が需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を電力需要者の責に帰すべき事由により損傷し、又は、亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた、又は与えるおそれのある場合。

- ③ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路又は引込線と電力需要者の電気設備との接続を行った場合。
- (2) 次のいずれかに該当する場合で、弊社がその旨を警告しても改めない時には、弊社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼若しくは弊社との電力需給契約を解約する場合がある。
- ① 電力需要者の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合。
  - ② 電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
  - ③ 電力需要者が契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
  - ④ 電力需要者が契約外の条件で電気を使用した場合。
  - ⑤ 24（需要場所への立入りによる業務の実施）の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。
  - ⑥ 25（電気の使用に伴う電力需要者の協力）によって必要となる適切な対応をとらない場合。
  - ⑦ 上記①から⑥の場合以外でも、電力需要者が本約款に違反した場合には、弊社は電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼若しくは弊社との電力需給契約を解約する場合がある。
- (3) 前各項によって電気の供給停止をする場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備又は電力需要者の電気設備において、供給停止のための必要な処置を行う。なお、この場合には、必要に応じて電力需要者は一般送配電事業者に協力するものとする。

## 27. 供給停止の解除

26（供給の停止又は解約）によって、電気の供給を停止した場合で、電力需要者がその理由となった事実を解消した場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、弊社はすみやかに電気の供給を一般送配電事業者に依頼し、再開する。

- ① 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。
- ② その他特別の事情がある場合。

## 28. 供給停止期間中の料金

26（供給の停止又は解約）によって電気の供給を停止した場合であっても、弊社は電力需要者からその停止期間中の月額の基本料金を増減することなく申し受ける。

## 29. 違約金

電力需要者が26（供給の停止又は解約）に該当した場合で、弊社が一般送配電事業者から違約金を請求された場合には、電力需要者は、当該違約金相当額を弊社へ支払うものとする。

### 30. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止

弊社は、次のいずれかの理由で一般送配電事業者より要請があった場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、又は電力需要者に電気の使用を制限させ、若しくは中止させることがある。この場合には、弊社は、あらかじめわかっている場合はその旨を電力需要者に知らせるものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではない。

- ① 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- ② 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- ③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上又は保安上必要があると判断した場合。
- ④ 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。

### 31. 損害賠償の免責

- (1) 弊社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合であっても、弊社の責に帰すべき事由によらない場合は、電力需要者の受けた損害について賠償の責任を負わないものとする。
- (2) 30（供給の中止又は使用の制限若しくは中止）によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが弊社の責に帰すべき事由によらない場合は、電力需要者の受けた損害について賠償の責任を負わないものとする。
- (3) 26（供給の停止又は解約）によって電気の供給を停止又は解約された場合、又は36（電力需給契約の終了）によって電力需給契約を終了した場合、若しくは38（解約）によって電力需給契約が解約された場合には、電力需要者の受けた損害について賠償の責任を負わないものとする。
- (4) 弊社は、弊社の責に帰すべき事由によらない場合は、電力需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負わないものとする。
- (5) 災害及び感染症の流行その他の不可抗力によって、電力需要者若しくは弊社が損害を受けた場合、弊社若しくは電力需要者はその損害について賠償の責任を負わないものとする。
- (6) 第1項から第4項までにおいて一般送配電事業者の責に帰すべき事由による場合は、一般送配電事業者から弊社が賠償を得られた金額を限度とし、弊社は、賠償金額を支払うものとする。

### 32. 設備の賠償

電力需要者の責に帰すべき事由によって、その需要場所内の弊社及び一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷又は亡失した場合は、電力需要者は、その修

理費及び取替工事費等を弊社へ支払うものとする。ただし、当該損傷又は亡失した設備等が一般送配電事業者の設備等の場合は、電力需要者は、一般送配電事業者から請求された金額を弊社へ支払うものとする。

## VI 契約の変更及び終了

### 3.3. 電力需給契約の変更

- (1) 電力需要者が電力需給契約の変更を希望され、弊社が承諾した場合には、弊社所定の方法で契約の変更を行うものとする。この場合の料金適用開始日は電力需給契約の変更後の一般送配電事業者による検針日からとし、電力需要者と協議の上、決定する。
- (2) 前項の電力需給契約の変更に伴い、弊社が電力需要者に対し供給条件の説明、書面交付及び供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、2（本約款の変更）第2項に準じるものとする。

### 3.4. 需要場所の追加

弊社と締結済みの電力需給契約において需要場所を追加される場合は、弊社所定の「電力供給追加申込書」にて申し込むものとする。

### 3.5. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな電力需要者が、それまで電気の供給を受けていた電力需要者の弊社に対する電気の使用に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた電力需要者の料金支払義務を含む。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望し、弊社が承諾した場合には、弊社所定の方法で名義の変更を行うものとする。

### 3.6. 電力需給契約の終了

電力需要者が転居又は退去により電気の使用を終了しようとする場合は、その終了期日を定めて、あらかじめ弊社に連絡するものとする。弊社は、原則として、その終了期日に需給を終了させるための手続きを行う。ただし、弊社が電力需要者の終了の連絡を終了期日の翌日以降に受けた場合は、連絡を受けた日に電力需給契約が終了するものとする。

### 3.7. 需給開始後の電力需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

電力需要者が次のいずれかに該当し、弊社が一般送配電事業者より料金及び工事費の精算を求められた場合は、電力需要者は、料金及び工事費の精算金を弊社へ支払うものとする。ただし、災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合はこの限りではない。

- ① 電力需要者が、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ② 電力需要者が、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないで電力需給

契約を終了する場合。

- ③ 電力需要者が、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ④ 電力需要者が、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ⑤ ①から④に準ずる場合。

### 38. 解約

- (1) 電力需要者が次のいずれかに該当する場合は、弊社は電力需給契約を解約できるものとする。この場合、解約する日の15日前までに予告するものとする。
  - ① 支払期限日の翌日から起算して20日（支払期限日の翌日から起算して20日目が弊社営業日以外の場合は、その直後の営業日）を経過しても料金又は遅延損害金の支払いがない場合。
  - ② 電力需要者と弊社との他の債務が支払期限を経過してもなお支払いがない場合。
  - ③ 電力需要者が本約款に違反した場合。
- (2) 電力需要者が、36（電力需給契約の終了）による通知をせずに、その需要場所から転居されているなど明らかに電気の使用をしていないと弊社が判断した場合は、弊社が契約終了の手続きを取った日に解約があったものとする。

### 39. 電力需給契約消滅後の債権債務関係

電力需給契約期間中に弊社と電力需要者に生じた料金その他の債権及び債務は、電力需給契約が終了又は解約されても、消滅しないものとする。

## VII 工事及び工事費の負担金

### 40. 需給地点及び施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいう。）は、一般送配電事業者の託送約款における供給地点とする。

### 41. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいう。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいう。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付ける。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために弊社及び一般送配電事業者が電力需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはしないものとする。なお、次のいずれかの場合は、電力需要者の所有とし、電力需要者の負担での取り付けを求めることがある。

- ① 電力需要者の希望によって計量器の付属装置を設置する場合。
  - ② 変成器の2次配線等の施設の際に、多額の費用を要する場合（一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とする場合や電力需要者の希望で長い配線を必要とする場合等。）。
- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所（原則として屋外とする。）とし、電力需要者と弊社及び一般送配電事業者との協議によって定める。また、集合住宅等の場合で、電力需要者の希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、あらかじめ解錠のための鍵等の提出を求められることがある。
- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、電力需要者から無償で提供するものとする。また、第1項により電力需要者が設置するものについては、弊社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものとする。
- (4) 弊社又は一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために電力需要者の電気工作物を使用することがある。この場合には、弊社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものとする。
- (5) 電力需要者の希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合、電力需要者は、一般送配電事業者から請求された工事費等を弊社へ支払うものとする。

#### 4 2. 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付ける。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は電力需要者から無償で提供するものとする。
- (3) 電力需要者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合、電力需要者は、一般送配電事業者から請求された金額を弊社へ支払うものとする。

#### 4 3. 供給設備の工事費負担金

次のいずれかに該当し、弊社が一般送配電事業者より工事費負担金を請求された場合、電力需要者は、その金額を弊社へ支払うものとする。

- ① 新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備若しくは特別供給設備を変更する場合。
- ② 電力需要者の希望によって供給設備を変更する場合。
- ③ ①又は②に準ずる場合。

#### 4 4. 需給開始に至らない場合、又は需給開始前に変更される場合の費用の申受け

次のいずれかに該当し、弊社が一般送配電事業者より費用を請求された場合、電力需要者は、その金額を弊社へ支払うものとする。

- ① 供給設備の一部又は全部を施設した後、電力需要者の都合によって需給開始に至らなかった場合。
- ② 供給設備の一部又は全部を施設した後、内容を変更される場合。
- ③ ①又は②の場合で、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に要した費用。

### VIII 保安

#### 4 5. 調査に対する電力需要者の協力

電力需要者が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を弊社及び一般送配電事業者又は登録調査機関に連絡するものとする。

#### 4 6. 保安等に対する電力需要者の協力

- (1) 次のいずれかの場合、電力需要者からすみやかにその旨を弊社及び一般送配電事業者  
に連絡するものとする。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置を  
する。
  - ① 電力需要者が、引込線、計量器等その需要場所内の弊社及び一般送配電事業者の  
電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれ  
があると認めた場合。
  - ② 電力需要者が、電力需要者の電気工作物に異状若しくは故障があり、又は異状若  
しくは故障が生ずるおそれがあり、それが弊社及び一般送配電事業者の供給設備  
に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。
- (2) 電力需要者が、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一  
般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、使用しない期間について(1)に準じ  
て適切な処置をする。
- (3) 次のいずれかの場合には、電力需要者はあらかじめその内容を弊社及び一般送配電事  
業者に連絡するものとする。なお、この際に保安上特に必要があり、一般送配電事業  
者の要請があれば、電力需要者にその内容の変更を求めることがある。
  - ① 電力需要者が弊社及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような  
物件(発電設備を含む。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合。
  - ② 物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が弊社及び一般送配電事業  
者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合。

### IX その他

#### 47. 反社会的勢力の排除

- (1) 電力需要者及び弊社は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
  - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 電力需要者及び弊社は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
- (3) 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものとする。

#### 48. 管轄裁判所

電力需要者との電力需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付則 本約款の実施期日

本約款は2022年1月1日より実施するものとする。

改訂：2024年12月1日

## 別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」という。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定める。

なお、弊社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ弊社のホームページ等に掲載する。

### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気料金に適用する。

### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定する。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

② 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から弊社にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりとする。

電力需要者からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日とする。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」という。）を差し引いたものとする。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

## 別表2 燃料費等調整

### 1. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は以下に基づき算定する燃料費調整額及び市場価格調整額を適用するものとする。これによらない場合は電力需給契約において別途定めるものとする。

### 2. 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入する。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B = 平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C = 平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約ごとに次の算式によって算定された値とする。なお、燃料費調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

イ 平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(5) の基準単価}}{1,000}$$

ロ 平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(5) の基準単価}}{1,000}$$

#### (3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとする。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
1月1日～3月31日	その年の6月の料金に係る計量期間等
2月1日～4月30日	その年の7月の料金に係る計量期間等
3月1日～5月31日	その年の8月の料金に係る計量期間等
4月1日～6月30日	その年の9月の料金に係る計量期間等
5月1日～7月31日	その年の10月の料金に係る計量期間等
6月1日～8月31日	その年の11月の料金に係る計量期間等
7月1日～9月30日	その年の12月の料金に係る計量期間等
8月1日～10月31日	翌年の1月の料金に係る計量期間等
9月1日～11月30日	翌年の2月の料金に係る計量期間等
10月1日～12月31日	翌年の3月の料金に係る計量期間等
11月1日～翌年の1月31日	翌年の4月の料金に係る計量期間等
12月1日～翌年の2月28日	翌年の5月の料金に係る計量期間等

#### (4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1ヶ月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定する。

#### (5) 基準単価

電気料金に適用される基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとする。当該期間以降に適用される基準価格は、郵送による開示又は弊社のホームページ上での特段の開示がない限り、同様とする。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	0円
------------	-------------	----

### 3. 市場価格調整額の算定

#### (1) 平均市場価格

1キロワット時(kWh)当たりの平均市場価格は、電力市場価格にもとづき次の算式によって算定された値とする。

なお、平均市場価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

$X$  = 平均市場価格算定期間における一般社団法人日本卸電力取引所でのスポット市場価格の平均値

$Y$  = 平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する一般社団法人日本卸電力取引所でのスポット電力市場価格の平均値

$$x = 1.0$$

$$y = 0.0$$

なお、平均市場価格算定期間における一般社団法人日本卸電力取引所でのスポット電力市場価格の平均値及び平均市場価格算定期間における午前8時から午後4時に対応する一般社団法人日本卸電力取引所でのスポット電力市場価格の平均値の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

#### (2) 基準市場価格

1キロワット時(kWh)当たりの基準市場価格 $\alpha$ は13円35銭とする。

1キロワット時(kWh)当たりの基準市場価格 $\beta$ は9円78銭とする。

#### (3) 市場価格調整単価

1キロワット時(kWh)当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

① 1キロワット時(kWh)当たりの平均市場価格が基準市場価格 $\beta$ を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{基準市場価格} \beta - \text{平均市場価格}) \times (4) \text{の調整係数}$$

② 1キロワット時(kWh)当たりの平均市場価格が基準市場価格 $\beta$ 以上で $\alpha$ を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = 0$$

③ 1キロワット時(kWh)当たりの平均市場価格が基準市場価格 $\alpha$ 以上の場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格} \alpha) \times (4) \text{の調整係数}$$

#### (4) 調整係数

調整係数は、次のとおりとする。

低圧で供給を受ける場合	0.3153
-------------	--------

#### (5) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用する。

各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりとする。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
4月1日～4月30日	その年の6月の料金に係る計量期間等
5月1日～5月31日	その年の7月の料金に係る計量期間等
6月1日～6月30日	その年の8月の料金に係る計量期間等
7月1日～7月31日	その年の9月の料金に係る計量期間等
8月1日～8月31日	その年の10月の料金に係る計量期間等
9月1日～9月30日	その年の11月の料金に係る計量期間等
10月1日～10月31日	その年の12月の料金に係る計量期間等
11月1日～11月30日	翌年の1月の料金に係る計量期間等
12月1日～12月31日	翌年の2月の料金に係る計量期間等
1月1日～1月31日	翌年の3月の料金に係る計量期間等
2月1日～2月28日	翌年の4月の料金に係る計量期間等
3月1日～3月31日	翌年の5月の料金に係る計量期間等

#### (6) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1ヶ月の使用電力量に(3)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定する。